

企業法

受講生の皆様

上級フォーサイト 企業法 短答問題集2 (ES24030) 訂正のご案内

この度は、LEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。金融商品取引法令と5年改正の施行に伴い、四半期報告書が廃止され（旧金商24条の4の7）、有価証券報告書提出会社において半期報告書の提出が義務化されたこと（金商24条の5第1項）に伴い、以下のように、変更あるいは削除をお願い致します。

p 252～p 253 ←4/23追加

問題 2 9 解説 解答を「誤」から「正」に変更。

解説 2行目「発行登録が効力を失うまでの期間である」を、「5年間である」に変更

※上記のような形で変更を加え、正の肢として存置。

p 256～p 257

問題 7 問題文「四半期報告書又は」を削除

解説 「上場会社等であれば四半期報告書（金商24条の4の7第1項）を、それ以外の会社であれば」を削除

※上記のような形で変更を加え、正の肢として存置。

問題 8 問題文（2箇所）、解説（1箇所）とも、「四半期報告書」を「半期報告書」に変更

※上記のような形で変更を加え、誤の肢として存置。

問題 9 削除

問題 1 0 問題文・解説とも、「四半期報告書」を「半期報告書」に変更。

解説「金商24条の4の8」を「金商24条の5の2」に変更。

※上記のような形で変更を加え、正の肢として存置。

問題 1 1 削除

問題 1 2 解説 解答を「正」から「誤」に変更。

「3年」を「5年」に変更。

「(金商25条1項9号)」を「(金商25条1項7号)」に変更。

※上記のような形で変更を加え、誤の肢に変更。

p 260～261

問題 2 5 解説 解答を「誤」から「正」に変更。

「3年間」を「5年間」に変更。

「(金商25条1項8号)」を「(金商25条1項6号)」に変更。

※上記のような形で変更を加え、正の肢に変更。